

別添

補助対象経費費目

費目	経費の具体例
賃 金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金
報償費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入など
旅 費	研修会等の講師招へいのための旅費 など
需用費	消耗品費（各種用紙、封筒、消耗雑品、イベントで使用する食材などの材料費など）、印刷製本費（印刷代、写真の現像代、コピー代）、事務参考書籍、単価 50,000 円未満の物品（プリンターなど）
役務費	通信運搬費（切手、はがき等の郵便料、電話代） 保険料（ボランティア保険料など）
委託料	イベント等での会場設営委託など 映像ソフト制作など
使用料及び 賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料、バス借上など
負担金	研修会参加のための受講料など

(注)

- 1 補助対象経費は、原則として費目の欄に掲げる経費で、事業実施のために直接必要となるものです。
- 2 団体の構成員への謝金は、対象となりません。
- 3 スタッフの旅費・交通費は、事業の遂行に必要なものに限り対象とし、原則として実費額とします。
- 4 食料費（会議・打ち合わせ等の菓子代、弁当代）は、対象となりません。
- 5 事務局の人件費、賃料、光熱水費、電話代等一般管理費に相当するものは対象となりません。
- 6 経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外のものでも補助対象経費となるものもあります。

詳しくは保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係までお問い合わせください。